

中世ドイツにおける「王道」について —「巡幸王権」研究序説—

Über »die Königsstraße« im mittelalterlichen Deutschland —eine Forschung nach der Struktur vom »Reisekönigtum« —

渡部 治雄

Haruo WATANABE

Die mittelalterliche Könige des Deutschlands hatten keine Hauptstadt wie die moderne Staaten und reisten von Pfalzen zu Pfalzen im ihren Reiche um. Diese Umreise der Könige stellte die Grundstruktur des mittelalterlichen Staates dar, der nicht der Flächenstaat wie der moderne Staat sondern der Personenverbandsstaat ist. Dieser Aufsatz beschreibt den Wert von der Annalen (*chronicon*) und der Königsprivilegien (*diplomata*) als Geschichtsquelle für das Studium über die königlichen Umreise und die sogenannte Königsstraße. Der Objekt deieses Aufsatzes ist die Heraushebung der Initiative von der Könige für die Erhaltung und Verwaltung der Königsstraße im hohen Mittelalter, wenn das Lehnswesen über die ganzen Länder sich verbreitete.

Schlüsselwörter : Reisekönigtum, Pfalz, Königsstraße, Annalen,
Königsprivileg, Ronkalische Gesetzgebung

はじめに

周知のように、中世ドイツでは、国王は原則として、恒常的に居住する宮殿や城などの定住地 (Residenz) を持たず、統治機構としての中央政府の所在地もなく、したがって近代国家の首都に相当するものは存在しなかった。国王は各地に散在する王宮 (palatium) を巡幸し、そこで宮廷を開き、さまざまな統治行為を行った。彼は高位聖職者や太公や伯などの貴族、すなわち聖俗有力者をそこに出仕させ、王国会議や教会会議を開いて重要な事柄を決定したり、特許状などの国王証書を作成・発給したり、国王裁判を開いて聖俗貴族間や俗界貴族間の争いを調停したり、キリスト降誕祭や復活祭などのいわゆる「祝祭日宮廷」においてさまざまな教会祭儀を通して聖俗有力者の面前で王国の支配者としての權威を誇示するなど、多種多様な機会を利用して領国の人々に対して自分が国王という最高の権力者であることを直接かつ具体的にデモンストレートする必要があった。歴代の国王は、即位後、間をおかず各地を巡幸し、各地域の有力者を集め、いわゆる「祝祭日戴冠」という形で即位の儀式を再演する慣行が定着していた⁽¹⁾。したがって「祝祭日戴冠」が行われた王宮を特定することによって、当該国王が即位時にどの地域、どの地域の貴族たちを自分の支えとしていたか、どの地域を自分の権力基盤と意識していたかを知ることができる。

このような巡幸を統治の基礎とする王権を、ドイツの学界では《Reisekönigtum》という言葉で呼んでいる。筆者はこれに、明治初期や敗戦直後の日本の天皇巡幸にヒントを得て、「巡幸王権」という訳語を当てている⁽²⁾。小稿では、最初にこの「巡幸王権」の構造を解明するための基礎となる史料の問題に触れ、さらに巡幸の基礎的な要件であるいわゆる「王

道」(Königsstraße, via itionis regis) について明らかにする。

1 史料の問題—年代記と国王証書

国王巡幸を研究するための基本的な史料は、年代記(chronicon)などの叙述史料と国王文書とくに国王証書(diplomata)の2つである。最初に、叙述史料の中で最も史料的価値の高い年代記についての問題点を摘記することにする。一般に叙述史料の場合、作者の思い違いによって場所と時間(年月日)を誤って記す場合が少なくなく、そのため真正性を明らかにするためには何らかの統一的な視点が必要である。

ブレスラウによれば³⁾、10・11世紀の年代記作者にとって、教会の重要な祝祭日を国王がどこで誰とともに祝ったかが重要な関心事であり、とくに中心的な祝祭日である降誕祭と復活祭に関する記事はほとんど省略された例がなく、それに加えて「昇天の祝日」と「聖霊降誕の祝日」についても詳述される例が多かった。なぜなら年代記作者はすべて聖職者であり、俗人は一般的には12世紀まではラテン語の読み書き能力を欠く「無筆者」(illiteratus)だったからである⁴⁾。また年代記の叙述の開始を1月1日ではなく12月25日の降誕祭とする事例がほとんどである。そのため巡幸の解明には、このいわゆる「祝祭日宮廷」が基準的な意味をもつ。もちろん『ペルトルドゥスの年代記』のように⁵⁾、ある年によっては国王が降誕祭や復活祭を祝った場所についての叙述が欠けている事例も無くはないが、それについては作者が後にその部分を補充しようとしながら不作為に終わったと解釈されてきた。さらに年代記の場合、作者がその年代記を献呈した相手との関係、両者の状況によって叙述の客観性が歪められる可能性があったことも押さえておく必要がある。

従来、年代記で叙述される国王の巡幸、とくに「祝祭日宮廷」についての誤りや矛盾については、作者の誤認、錯誤、不注意などによるミスとして処理されてきたが、これを巡幸自体の慣習的方式から説明しようとしたのがフィッカーである⁶⁾。すなわち巡幸する場合は国王は前もって宮廷礼拝堂付き司祭(capellanus)などを使者として派遣し回状によって周知徹底をはかり、もし不測の事故などが起これば計画が簡単に変更になる例もあった。そしてその変更について、年代記作者がつねに知り得たわけではなく、したがって巡幸の計画書(回状)だけしか叙述に利用できなかった場合もあり得るのである。計画の変更が確かにあったかどうか、年代記作者がそれを確実に知り得る立場にあったのかどうか、それらを当の年代記からはもちろん、他の史料からも検証することは非常に困難である。年代記の成立場所や成立年代については近似的に推定可能であるとしても、巡幸の計画とその変更についてはより一層近似的に推測するほかないのである。

国王証書が巡幸研究の第一級の史料であることについては疑う余地がない。5世紀以後⁷⁾、国王が個人、あるいは教会や修道院に対して、さらに11世紀以後のドイツでは国王が都市や村落共同体に対して多くの証書を作成・発給し、さまざまな個別的な、また包括的な権利を授与し、また保証した。この中には、①裁判や軍役からの免除特権から関税徴収権や築城高権まで何らかの権利を新たに生み出す特許状、②既に保持している諸権利を国王の印璽と署名によって確認し保証する特許状が存在した⁸⁾。中世古文書学の確立者と呼ばれるマビヨン(1632-1707)は、これをさらに命令文書、指令文書、法廷文書、往還文書、資財明細文書、所領安堵文書の6つに分類し、その内容を簡単に説明している⁹⁾。

巡幸研究の観点からすれば、国王証書の作成者が国王の滞在地で、滞在期間に当該証書を作成したのかどうか、文書官(cancellarius)や書記(notarius)¹⁰⁾、あるいは宮廷礼拝堂付き司祭(capellanus)がつねに国王に随行したのかどうかはまず問題となる。これについてはマビヨン以来多くの議論があり¹⁰⁾、それらを確かめるためにはいわゆる宮廷礼拝堂(ホー

フカペレ) 制度についての一定の理解が不可欠である。すなわち文書業務の担当者の「随行制」から「定住制」への移行がそれである。「定住制」への移行が実現されるためには、文書官等の扶養に要するものが長期にわたって調達されねばならない。それは巡幸の重点を各地に散在する王宮から司教座都市へと移すことによって可能となった。それには次のような事情が介在していた。すなわちレーン(知行)制が領国内の隅々にまで浸透した結果、太公や伯を直接に統御することが困難になった国王は、最も重要で不可欠な統治行為である巡幸をレーン制のネットワークの外にある都市に移さざるを得ず、それには都市を自分の陣営に引き込むことに全力を尽くす必要があった。国王がまず手掛かりにしたのは司教座都市である。ハインリヒ2世(在位1002~1024)以後、歴代の国王は、修道士の中から登用されて文書の作成や教会祭儀の執行などを担当し国王の統治活動を支えていた宮廷礼拝堂付き司祭を各地の司教へと登用し、彼らに都市内の司教座聖堂附属の建物に居住するようになった文書官等の扶養義務を負担させる一方、文書業務を監督させることとなった⁹²。

このような状況の中で作成された国王証書が巡幸研究のための史的価値を一段と高めたことは明らかである。この「定住制」への移行という事実を踏まえて、国王証書を基に、それに年代記等の叙述史料も参考にして編集されたのがペーマー編『帝国(ドイツ王国)編年史』(Regesta imperii)⁹³である。その後、キリアンやミュラーの個別研究⁹⁴を経て、国王証書に基づく巡幸研究はいっそうその精密度を増した。しかし、たとえば特許状の発給とその受領者との関係について言えば、受領者がつねに国王の滞在地、作成された場所に居合わせたと考えるわけにはいかない。たしかに特許状の受領を願い出るために国王の滞在地に出仕した場合もあったが、その近くに待機していた可能性も否定できない。なぜなら発給文書には証人のほか「仲介者」(interueniens)の同意と署名が記載されるのが普通だったからである⁹⁵。さらに文書の草稿が作成された時期と、それが証書として完全な書式に整えられた時期との間に、一定の時間的な幅があったと想定するほうがむしろ自然である。なぜなら、文書は国王の言葉を口述筆記する形で作成され、文書官はまた口述筆記者(dictator)とも呼ばれていたからである。また証人や仲介者のリストにしても、つねに彼らを一箇所に集めて同時に署名をさせたとは限らない。文書として完成されるまでにはさまざまな段階があったし、内容もまた時間的な幅をもって叙述される可能性があったことも充分考慮されるべきであろう。

2. 巡幸と巡幸路—とくに王道について—

巡幸には国王が多数の従者を随行させることから、彼らを含む多くの人々の荷物を運搬する人足、滞在中の彼らの宿泊施設と食糧、場合によっては彼らの退屈をまぎらわすための娯楽、とりわけ遠隔地から入手した珍獣などを擁する動物園、さらに馬匹とその飼料、あるいはまた船舶などを確実に提供できる信頼に足る有力者の存在が、巡幸地選定の第一の条件となる。したがって巡幸地の地域的分布をみれば、上記の条件をクリアできる安定した支配が保障されていた地域を特定することができる。巡幸路についても同じようなことが言える。大群を率いての移動にはつねに危険がつきまとい、安全確保には当該地域の有力者の協力が不可欠だったからである。その意味で、巡幸地や巡幸路の研究は、国王が直接間接に実効的な支配権を保持し得た地域、国王の権力基盤となり得た地域を確定するための、ひいては国王統治の地帯構造を明らかにするための必要不可欠の手続きである。

巡幸の研究と言っても、個々的にはその目的についてかなりの程度解明できるまでになったが、滞在期間となると記述が完全な形で残っている史料が少なく、巡幸の行程に至っては歴史地理や当時の交通事情についての正確な情報が乏しいわれわれにとって正確な把握は極

めて困難である。巡幸の重点がハインリヒ2世の治世を境に各地に散在する王宮から司教座都市に移ったことについてはすでに述べたが、その場合でも国王の滞在期間が必ずしも長期化したわけではない。たとえばヘルスフェルト修道院の年代記作者ランペルトは1065年の秋から冬にかけての Goslar 滞在を、このような長期滞在は極めて珍しいと驚きをもって記述している⁶⁶。もちろんこの時の滞在が実際に長期にわたったのかどうかは検討の余地があるが、そのことはさしあたりわれわれの問う所ではない。驚きをもって受け止めたという作者の態度を指摘するだけで充分である。簡単な防御施設を備えた太公や伯など俗界貴族の本拠地に国王が長期間滞在した事例は極めて稀である。これは、国王が統治行為としての巡幸を、彼の支配する領国の各地域内をできるだけ限なく、均等に、そして一定の頻度で行う必要があり、そのため特定の王宮に長期間滞在するわけにはいかなかったからであり、また太公や伯の本拠地の近くには長期滞在に必要な食糧や飼料を十分に提供できる国王直轄領（王室所領 Krongut）が少なかったからである。これは、国王のレーン政策の進展によって太公や伯に対する国王直轄領の授封がしだいに増大し、国王直轄領の枯渇化が進行したことによる。この傾向は、オットー3世（在位983～1002）から次のハインリヒ2世の時代にかけてさらに強まる。13世紀には、巡幸はついに帝国都市、すなわち司教都市や国王直轄都市にもつばら依存するようになる⁶⁷。

当時は、現在のドイツ諸地域よりもはるかに深い森林で覆われていたために水流が多く、輻重兵による積荷の輸送に河川が利用される例が多かった。たとえば『ティエットマールの年代記』の中にも、ライン川⁶⁸、エルベ川⁶⁹、ザーレ川⁷⁰、ドナウ川⁷¹などの利用に関する記述が見られる。しかしこうした大河の航行でも、当時の航行技術では流れに逆らって上流に向かって多くの人間や馬匹や積荷を輸送することは難しかったらしく、事例としては極めて稀で、航行可能な場所も限られていたらしい。古くから河川の航行権をめぐる国王や貴族、あるいは貴族間の争いが多く、北東部のヘッセンやチューリングンでは修道院が永い間開墾や植民による地域開発の推進主体となったために、修道院で作成された年代記にも修道院間の航行権争いが重大事件として詳述されている例も少なくない。このように河川の経済的あるいは軍事的役割は大きかったものの、武装した大群を率いた国王の巡幸に、大河は別として、中・小河川が利用されたとする記述は極めて少なく、数の上ではむしろ例外といってよい。なお河川に壮大かつ本格的な石橋が建設されるのは12世紀の30年代に入ってからであり、それはゴシック様式の大聖堂が建築される時期に符合する⁷²。

巡幸には通常陸路が利用された。国王が利用したいわゆる「王道」を確認する作業は、王宮から王宮へ移動するのに要した日数、滞在日数の算定の基礎となるばかりでなく、国王証書や年代記などの記述内容の信憑性、ひいてはその史料的価値を判断する手掛かりにもなり得ることは上述の通りである⁷³。

ライン川以東の、かつてゲルマーニアと総称された地域の道路は、古代ローマ人が建設したいわゆる「ローマンロード」と違って、敷石舗装などの基礎工事を欠いていた。それでもかなり早い時期から「公道」(StraBe)と「田舎道」(Landweg)が区別され、整備状況にも大差があったらしい。当初人間や物資の交流・運搬のために建設され、その後巡幸にも転用されるようになった公道は、できるだけ小集落を通らず効率的な交通が可能のように配置されていた⁷⁴。公道は、『ザクセンシュピーゲル』によれば⁷⁵、1台の荷車が他の荷車を充分よけ切れるだけの路幅を持たなければならない、そこでは空の荷車が積荷の車に、積荷の少ない軽い車が積荷の多い重い車に道を譲らねばならず、騎行者は積荷の車のために、歩行者の牽く車は騎馬の牽く車のために待避する義務があった。ただし狭い道路や橋にさしかかった場合には、車は騎行者や歩行者が通り過ぎるまで、その直前で停止しなければならなかつ

た。以上の規定は、公道については、商人であれ騎馬であれ、また国王であっても、そのいずれをも優先させない交通上の原則、交通の混乱を防ぐための一般的なルールが慣行として確立されていたことを示している。したがってそれは皆が平等に利用できる「公道」なのであった。

「王道」という言葉は、文字通り国王が各地を移動した時に常時利用した道路という意味で使われ、したがって巡幸に利用された公道が王道ということになるが、永い間、中世盛期のザーリアー朝時代（1024—1125）にもオットー朝時代（936—1002）の公道がそのまま巡幸にも利用されたと考えられてきた。多くの先行研究⁹⁸を受けてカロリング朝時代（752—919）からシュタウフェン朝時代（1138—1250）までの約500年間の南ドイツ諸地域の王道を詳しく検証したシュミットは、「ローマンロード」がゲルマン人の大移動と諸部族国家の分立割拠を経て使用に耐えないほど荒廃したために中世初期に新たに公道が建設・整備されたと考えたリーケンベルクの見解を否定し、カロリング朝の諸王がほとんど無傷のまま残っていた「ローマンロード」を利用した例が多かったと主張している⁹⁹。もちろんメイン川沿いの王道のように、ザクセン朝時代に新たに建造されたものもある。しかしシュミットが検証した南ドイツの諸地域に限定すれば、公道のネットワークがカロリング朝時代のそれと同程度の稠密さに復興されたのは、漸くザーリアー朝時代に入ってからである。

このように巡幸路を確定する作業は、多くの研究者の局地的な個別研究によってリーケンベルクの先駆的研究を再検討しそれを修正する形で行われてきたが、1980年代に入り、国王証書に記載されている証人リストの成立年代の確認、各証人の実在性の検証、各証人の身分・地位・職務・領地あるいは国王との関係を検証する形で進められてきた。このような方法によって研究の精密度が一挙に高められ、これまで知られなかったさまざまな情報もたされるようになった。たとえばフランクフルト以北のヘッセン地方の王道を詳しく検証したミュラー＝メルテンスは、オットー朝の諸王が利用した当時の王道が現在の鉄道路線や幹線道路とほぼ重なり合っていることを明らかにし¹⁰⁰、さらにその共同研究者フシュナーは、このことが南ドイツ全域にも妥当し、ザーリアー朝時代の公道全体がカロリング朝時代のものと驚くほど変わっていないと主張している¹⁰¹。

3 レガーリア（国王大権）としての巡幸関係の諸権利

国王が王道を維持・管理する体制が整うのはフリードリヒ（1世）・バルバロッサの時代、1158年北イタリアのロンカリアでの帝国会議で裁決され公布された「ロンカリア立法」（Ronkalische Gesetzgebung）¹⁰²以後のことで、その後少なくとも約100年間、すなわち1235年の帝国平和令（Reichsfriede）が実効力をもった期間、「ロンカリア立法」によって設けられた関税や通行税の徴収権、橋梁や公道の維持・管理と運搬のための「国王奉仕」（国王のための公的賦役 *servitium regis*）の要求権などが国王の固有な権利として行使・貫徹されたと考えられてきた。はたして事実はそうであろうか。以下、「ローマ法の早期継受」とも呼ばれる「ロンカリア立法」の歴史的意義に触れながら、その中のレガーリア規定 *Constitutio de regalibus* (*Definitio regalium*)¹⁰³に見える国王巡幸に係る諸権利について概観することにする。

赤味がかった髪と髯ゆえに後にバルバロッサ（赤髯王）と呼ばれるようになるフリードリヒがドイツ国王すなわち「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」（*Heiliges Römisches Reich Deutscher Nation*）の皇帝に推挙された時には、歴代の諸国王のレーン政策によって太公や伯など有力貴族への国王直轄領（王室所領）の付与（いわゆる帝国レーンの授与）が進み、また家領を拡大・強化しつつあったこれら有力貴族に対抗し国王が実力によって自領を新た

に拡大する可能性はほとんど失われていた。そのためフリードリヒは、南ドイツに勢力を伸張していたシュタウフェン家（シュワーベン）とヴェルフェン家（バイエルン）の力を抑え、ローマへの通路に当たる北イタリアとくにロンバルディアに支持基盤を築き、かつて帝国の一部として統治していたイタリアへの覇権を取り戻そうと図った。「ロンカリア立法」はまさにこのようなイタリア政策の一環として位置づけられる。

この立法に理論的根拠を提供したのが「帝権の移動」(translatio imperii)の理念である。800年のフランク国王カールのローマ皇帝戴冠をもってローマ帝国の復興とみなし、ローマ皇帝権がカールに移転したとする考え方が、永い間ヨーロッパ史の展開を理解する鍵であるとされてきた。この「帝権の移転」の理念を最初に明確な歴史観として打ち出したのが、フリードリヒの側近で中心的な助言者でもあったオットー・フォン・フライジングがフリードリヒに献呈した年代記(Chronica sive historia de duabus civitatibus)⁹⁰である。オットーによれば、世界には4つの帝国があり、人間の文化も政治的支配権(帝権)も東から西に移動するのであって、最後の第4の帝国であるローマの帝国も皇帝権もギリシア・ビザンツからイレーネ女帝時代にフランクに移転したという。

神聖ローマ皇帝と自称したフリードリヒは、自分の直接の先祖は古代ローマ皇帝であり、ローマ法は皇帝法にほかならないと主張し、11世紀に再発見された『学説彙纂』(Digesta)の学習を通してローマ法の研鑽を積んだボローニャの注釈学者たちを「ロンカリア立法」の立法作業に当たらせた。このような事情を指して「ローマ法の早期継受」と言う。ローマ帝国の復興と位置づけられたフランク帝国の後継者である神聖ローマ帝国においても、かつての古代帝国で「皇帝に帰属していた諸権利」すなわちレガーリア(iura regalia)が今こそ神聖ローマ皇帝であるフリードリヒの正当な権利として確認され、何らかの法手続によって広く公示されるべきだと考えた。別言すれば、王権の拡大・強化に奉仕するものとして、「ロンカリア立法」によって、ドイツ国王の諸権利がレガーリアとしてあらためて強調されたのである。なおレガーリアという言葉は、近代国家では国家のみに帰属する高権的諸権利(外交・軍事・警察・裁判・徴税などの権利)の総称として使われるが、この時代には国王(皇帝)という人格に帰属する諸権利(国王大権)を表現する言葉として用いられた。

「ロンカリア立法」に規定されたレガーリアは全部で25にのぼるが、それらのうち国王の巡幸に直接関係するものだけを3つに分け、それぞれを列挙すれば以下の通りである。

- ① 関税(teleneus)、公道(vie publice)・航行可能な河川(flumina navigalia)・港湾(portus)・橋梁(ripaticum)の利用税
- ② 国王統治に最も有益な遠征のための特別徴収(extraordinaria collatio ad felicissimam regalis numinis expeditionem)、都市民からの税(arimannia)、手賦役と牛馬賦役と荷車賦役と船舶賦役(angariarum et parangariarum et plaustrorum et navium prestationes)
- ③ 諸都市に宮廷(palatia in civitatibus)を要求する権利

これらのうち①は、交易や交通に関するもので、道路・河川・港湾・橋梁はパブリックなものであるが、その利用には税を支払う義務があり、それによる収入は国王に帰属すると考えられている。したがってそれらを整備し維持・管理をはかるのは最終的には国王の任務とされた。

②は、もっぱら国王が徴収権を持つもので、「国王統治に最も有益な遠征」とは国王の巡幸のことである。そのための特別徴収は、1158年にミラノ市民に対してフリードリヒが返却を命じたレガーリアに関するラーエヴィンの記述、同時代の伯や司教や修道院宛の証書など

の中に fodrum (宿営給養義務) と記されているものが、内容的に同一と考えられ、食糧や飼料の提供のほか、牛馬、荷車、船舶を持って、あるいはそれらを持参せずに素手のまま巡幸奉仕を行う義務を含んでいた。それについては、都市民は貨幣による代納が認められていた。フリードリヒの時代に貨幣による代納が増えることについては後述する通りである。

③は、国王が都市で欲するまま宮廷を開く場所と施設を要求する権利を示している。貨幣経済が進展する中で、フリードリヒの巡幸が都市とくに国王直轄都市(帝国自由都市)に重心を移すことについてはさらに後述することにする。

フリードリヒによるレガーリアの返却命令について、オットー・フォン・フランジングとラーエヴィンの編集に成る『皇帝フリードリヒ1世事績録』(Ottonis et Rahewini Gesta Friderici I. imperatoris) は次のように記している。「・・・司教、有力者、都市は、どんなに弁解しても保持し得ないことを慎重に確認した結果、レガーリアを一致して君主(princeps)に返却することにした」⁶³。しかしこれについてもフリードリヒは、「・・・それらのうちの幾つかが国王の贈与によって所有していることを正しい証拠を挙げて証明できれば、誰でも再び皇帝の封として、あるいは王国の名において永遠に所有してもよろしい」⁶⁴ことを公示したという。このことは、フリードリヒが、レガーリアとして列挙された諸権利のすべてを司教、有力者、都市から返却させ得たわけではなく、これらの諸権利が本来は国王固有の権利であり、現在彼らの手中にあるのは国王から封として付与されたものであることを彼らに認めさせることに「ロンカリア立法」の主眼があったのであって、力関係によっては、司教、有力者、都市がこれらの諸権利を事実上行使している実態を黙認せざるを得ず、そうした実態を変えることが不可能だった状況を示していると理解すべきであろう。むしろ彼らによる事実上の行使と言う実態の変更をせまる実力を欠いていたために、レガーリアという概念を持ち出し、国王のイニシアティブの下に「良き古き法の回復という形で」現状の打開をはかろうとしたと考えるべきであろう。

さて、国王の巡幸には多くの従者を伴うために莫大な食糧を必要とする。既に記したように、ハインリヒ2世以後、巡幸の重心が司教座都市に移り、その多くを司教領が負担することとなった。そのために活用されたのが「国王-参事会員制度」(rex-canonicatus)⁶⁵である。この制度は、国王が戴冠式あるいは塗油式礼の後に、司教座聖堂参事会に参事会員として受け入れられる制度で、これによって国王は司教区財産の管理運用に対する発言権を持つことになった。フリードリヒの時代ないしハインリヒ6世(在位1190~97)の時代には、選挙で選出された皇帝が戴冠式の前に聖職者身分に編入され、戴冠式においてローマの聖ペトロ大聖堂の参事会員の席を与えられ、このことによって皇帝は司教座聖堂参事会の財産を宮廷費用に利用する権利を保証された。

このような司教区財産の利用と並行して、いやそれにも増して国王直轄領(王室所領)からの給付が依然として大きな比重を占めていた。そこで最後に補論として、国王直轄領からの給付について簡単に触れることにする。なぜなら、巡幸地を選定するに際して、近くに国王直轄領が存在したことが重要な要件になったはずであり、王道も幾つかの国王直轄領を直接あるいは間接につなぐ形で配置・整備される例が多かったと考えられるからである。

レーン政策の進展⁶⁶とともに、国王の直轄領の枯渇化を恐れた国王は、授封や質入れ(抵当化)されることのない特別な直轄領、「食卓領」(Tafelgut)を設ける措置をとった。食卓領とは文字通り国王の食卓、すなわち国王の家計とその延長である宮廷(王宮)の経済を賄うための所領のことで、12世紀中葉には各食卓領からの「国王奉仕」(servitium regis)の定量を荘園ごとに決め、これを文書化し、歴代の国王が引き継いでいくことになった。これを「食卓領目録」(Tafelgüterverzeichnis)という⁶⁷。これはおそらく、司教や修道院長

が管区内を巡回する際に各聖界所領に要求した接待や賄いの量を記載した1日当りの、あるいは一週当りの奉仕義務 (Tagesservitium od. Wochenservitium) を模範とするもので⁶⁸、11世紀中葉までの初期シュタウフェル朝時代の王権の基盤であったライン・フランケン地方だけでなく、ザクセン、バイエルン、下ライン地方の「食卓領目録」は「国王奉仕」のほとんどが現物で行われたことを示している。このことはライン左岸のヴォージュ地方のルミルモン修道院 (Remiremont) においても変わらない⁶⁹。

当修道院では、国王がメッツやトゥールで宮廷を開く場合には、ハインリヒ4世の証書にない、豚60頭、雌牛20頭、肥育用の豚4頭、イノシシ4頭、鶏400羽、卵5S、牛乳1F、その他一定量のチーズと魚、十分な容器や食卓と焼串と木炭、胡椒12ポンド、蜜蝋12ターフェル、ブドー酒7F、小麦80S、燕麦400Sなど、すべて現物給付が義務付けられた。※Fはフーダー、Sはシェッフェルを表す。

シュタウフェル朝時代の中期から後期にかけて、ここでは豚と鶏は荘園附属の家畜専用農場から、穀物類は各荘園の穀倉から提供されるようになり、その量もしだいに貨幣相当額で表示されるようになった。都市周辺の食卓領の場合、すでに12世紀中葉以後、現物給付がほとんど姿を消し鑄造貨幣で代納されるようになった。このことは、国王巡幸の重心が司教座都市から、コンラート3世 (在位1138～52) 時代のニュールンベルクやフランクフルトのような新しい型のいわゆる「王宮都市」 (Pfalzstadt) に移ったことに対応している⁶⁹。次のフリードリヒ・バルバロッサの時代に至り、この傾向はますます強まる。彼はハーゲナウ、ゲルンハウゼン、カイゼルスラオテン、ウルム、ヴィムペン、エアフルト、アルテンベルク、エッガーなど多くの国王直轄都市 (帝国自由都市) の中に、巡幸に必要なものを十分に提供できる所領をもち不安なく長期滞在が可能な「王宮城塞」 (Pfalzburg)、すなわち宮城を建設し、都市周辺部にある食卓領を管理する任務をもつ国王ミステリアーレン (国王に奉仕する不自由身分騎士) を置いた。先述した「ロンカリア立法」の中で、国王が都市に対して自由に宮廷を開く場所と施設の提供を要求する権利をレガーリアとして明示したのは、ドイツにおけるこのような状況を反映したものと解釈することができる。

おわりに

中世ドイツの王権が首都を持たない「巡幸王権」であることによって、国王が統治活動を展開するに当っては「王道」をはじめとする交通路の整備、人足や馬匹のみならずそのための食糧や飼料の調達が基礎的かつ不可欠の条件となった。小稿は、国王がこれらの諸条件をどのような方法でクリアしたか、とくに「王道」の整備のためにどのような努力を払ったかをさまざまな史料から明らかにしようとしてとめた。以上の考察によって、国王の巡幸もまたドイツ王国成立前の中世初期からの公道とその利用に関する慣習を受け継ぎ、国王もまた従来の一般的な交通ルールを順守したことを推定することができた。

12世紀中葉の、新しいレガーリアの理念を打ち出した「ロンカリア立法」は、国王のレーン政策が進行する中で、司教、有力者、都市のもつ諸権利をあらためて国王固有の大権であると主張するものであったが、結果的に彼らの事実上の権利行使を容認にするものであった。したがって「ロンカリア立法」によって国王の大系的な道路管理政策が確立されたとは必ずしも言えない。しかし「ロンカリア立法」において都市民からの徴税権や都市で自由に宮廷を開くための場所や施設を要求する権利をレガーリアと表示したのは、フリードリヒ・バルバロッサの巡幸が都市、しかも司教座都市から城塞都市に重点を移していたことを示唆するものであった。それとともに巡幸のための「国王奉仕」が現物給付からしだいに貨幣による代納に変わっていったことを「食卓領目録」からも読み取ることができる。巡幸研究をさら

に深めるためには、ある特定の地域に限定し多面的な視点から問題を究明する個別研究が要請されるが、それについては他日を期したい。

注

- (1) H.-W. Klewitz, Die Festkrönungen der deutschen Kaiser. Zeits. f. Rechtsg., Kan. Abt. 28 (1939) S.93f.
- (2) 佐藤彰一・池上俊一・高山博編『西洋中世史研究入門』（名古屋大学出版会、2000）でもこの訳語を採用しており、わが国の学界でも定着しているようである。同書54頁参照。巡幸王権の概念、その歴史的意義については、vgl. H. C. Peyer, Das Reisekönigtum des Mittelalter. Vierteljahrs. f. Sozial- und Wirtschaftsg. 51 (1964), S. 1~21.
- (3) H. Bresslau, Jahrbücher des Deutschen Reichs unter Konrad II., 1884, S. 425~30.
- (4) これについては以下のもののほか多くの研究がある。H. Grundmann, Literatus – illitiratus. Der Wandel einer Bildungsnorm vom Altertum zum Mittelalter. Archiv f. Kulturg. 40 (1958) S.1 – 63, in : ders., Ausgewählte Aufsätze. Teil 3, 1979, S. 164–226.
- (5) O. Abel (hrsg), Liber de constructione monasterii Zwivildeusis. MGH. SS X, S.101.
- (6) J. Ficker, Beiträge zur Urkundenlehre. 2. Band, 1877 ; ders., Neue Beiträge zur Urkundenlehre. Mitteil. d. Inst. f. Österr. Gesch. 1 (1888) .
- (7) ジャン・マビヨン（宮松浩憲訳）『ヨーロッパ中世古文書学』（九州大学出版会、2000）75頁以下。
- (8) ミッタイス／リーベリッヒ（世良晃志郎訳）『ドイツ法制史概論（改訂版）』（創文社、昭和46年）110–111頁、W. エーベル（西川洋一訳）『ドイツ立法史』（東京大学出版会、1985）60–63頁。
- (9) マビヨン、前掲訳書、55頁。
- (10) 書記は文書官の長（archicancellarius）であり、君主の機密文書を扱うことから場合によっては真実を隠し通すことが職責とされたことについては、マビヨン、前掲訳書、245頁を参照。
- (11) マビヨン、前掲訳書、247頁以下。
- (12) これについては、拙稿「初期『ドイツ』王国の統合と教会」（佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、平成6年刊、所収）79頁以下を参照されたい。
- (13) J. F. Böhmer, Regesta Imperii. 1881. この他に同叢書第2巻第5冊として『歴代教皇業績録』（Papstregesten (911–1024). 1967）が刊行されている。
- (14) E. Kilian, Das Itinerar Kaiser Heinrichs IV. Diss. Heidelberg, 1885 ; E. Müller, Das Itinerar Kaiser Heinrichs III. (1039–1056) . 1901.
- (15) 仲介者と証人については、さし当り、vgl. A. Gawlik, Intervenienten und Zeugen in den Diplomen Kaiser Heinrichs IV. (1056–1105). 1970, S. 1f.
- (16) O. Holder–Egger, Lamperti Monachi Hersfeldensis Opera. 1894, S.100 (1065) : Ubi ab ipso iam inicio autumnus usque ad cum partem hyemis tamquam stativis castris se continuerant. vgl. Lampert von Hersfeld, Annalen, in : Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Band 13, 1973.
- (17) C. R. Brühl, Fodrum, Gistum, Servitium regis. 1. Band, 1968, S. 138, 157f, 197, 214f.

- (18) R. Holzmann (ed.), Thietmari Merseburgensis Episcopi Chnicon, 1935 VII, 49 (34) S. 458; vgl. Thietmar von Merseburg, Chronik, in : Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Band 9, 5. Aufl. 1974.
- (19) Ebenda, VI, 19 (14) S. 298.
- (20) Ebenda, VI, 84 (51) S. 374.
- (21) Ebenda, VI, 40 (27) S. 324.
- (22) たとえば、ベルト・ハインリヒ編著 (宮本裕・小林英信訳) 『橋の文化史—桁からアーチへ—』 (鹿島出版会、第2刷1992) 64~66頁を参照。
- (23) H. J. Rieckenberg, Königsstrasse und Königsgut in liudolfingischer und frühsalischer Zeit (919—1056). Archiv für Urkundenforschung 17 (1942) S. 32f. ; E. Müller—Mertens/W. Huschner, Reichsintegration im Spiegel der Herrschaftspraxis Kaiser Konrads II. 1992, S. 119f.
- (24) H. J. Rieckenberg, a. a. O., S. 117f.
- (25) Das Landrecht des Sachsenspiegels., hrsg. V. K. A. Eckhardt, 1955, II—59—3. 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』 (創文社〔西洋法制史料叢書4〕、昭和52年) 212~3頁。
- (26) W. Huschner, Die Reichsstruktur und —integration im Spiegel des Iter Regis per Regna (E. Müller—Mertens/W. Huschner, a : a. O., 1. Teil) S. 117~118の注(8)に列挙された文献リストを参照されたい。
- (27) P. Schmid, Regensburg — Stadt der Könige und Herzöge im Mittelalter, 1977 (Regensburger Hist. Forsch. 6) S. 6f., 13f.
- (28) E. Müller—Mertens, Die Reichsstruktur im Spiegel der Herrschaftspraxis Ottos des Großen. 1980, S. 108f.
- (29) W. Huschner, a, a, O., S. 116~123.
- (30) その意義については、ミッタイス/リーベリッヒ、前掲訳書、203頁以下、W. エーベル、前掲訳書、75頁以下を参照。それが1111年の皇帝と教皇との協約を最初とする12世紀前半期の国王のレガリア政策の集大成的意味をもつことについては、勝田有恒「フリードリヒ バルバロッサといわゆる『ローマ法の理論的継授』」 (一橋大学研究年報『法学研究』6. 1966)、前山総一郎「皇帝フリードリヒ1世の統治と帝国諸団体——レガリア政策の理念と機構——」 (佐藤伊久男編前掲書、所収)、同「シュスタウファー朝期 (フリードリヒ1世期) におけるレガリア——レガリア概念の皇帝統治理念における位置づけ——」 (1991年度日本西洋史学会大会研究報告要旨) を参照。
- (31) MGH Const. I, Nr. 175. これについては、久保正幡先生還暦記念『西洋法制史料選 II 中世』 (創文社、昭和53年) 29—30頁 (原文)、98—99頁 (訳文)、勝田、前掲論文、245—247頁、前山、前掲報告、資料を参照。
- (32) MGH. SRG 45 ; vgl. W. Lammers (hrsg.), Chronik oder die Geschichte der zwei Staaten. 2. Aufl., 1972 .
- (33) Ottonis et Rahewini Gesta Frederici I. imperatoris, IV 7, neu bearb. von Ferdinand Opu u. a, 1980. : … super institia regni et de re regalibus, … studioso disserens, cum nullam possent invenire defensione excusationis, fam episcopi quam primates et civitates uno ore, uno assunsu in manum principis regalia reddidere. (MGH Scrip. rer. Germ. in us. schol. 46, 3. Aufl. 1912, S.28)
- (34) Ebenda, IV 8 : … quicumque donatione regum aliquid horum se possidere instru-

mentis legitimis docere poterat, is etiam nunc imperiali beneficio et regni nomine id ipsum perpetuo possideret.

- (35) C. G. Fürst, »Königskanonikat«, in : Handw. z. Rechtsg. 2(13. Lieferung)1975, S. 1042-43のほか、vgl. J. Fleckenstein, Rex canonicus. Über Entstehung und Bedeutung des mittelalterlichen Königskanonikat. Festschrift P. E. Schramm, Band I, 1964, S. 70f., in : ders., Ordnungen und formende Kräfte des Mittelalters. 1989, S., 193f.
- (36) これについては、H. Patze, Friedrich Barabarossa und die deutschen Fürsten, in : Die Zeit der Staufer. Band 5, 1979, S. 35f. など多くの研究がある。
- (37) 食卓領および食卓領目録については、vgl. W. Metz, Staufische Tafelgüterverzeichnisse. Untersuchung zur Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des 12. und 13. Jahrhundert. 1964, S. 6f. ; C. Brühl-Th. Kolzer, Das Tafelgutverzeichnis des Römischen Königs. 1979, S. 53 ; E. Eisenlohr, Palaögraphische Untersuchungen zum Tafelgutverzeichnis des römischen Königs. Zeits. d. Aachener Geschichtsvereins 92 (1985) S. 5f.
- (38) W. Metz, Das Servitium Regis. Zur Erforschung der wirtschaftlichen Grundlagen des hochmittelalterlichen deutschen Königtums. 1978, S. 67f.
- (39) H. Keller, Zwischen regionaler Begrenzung und universalem Horizont. Propylaen Geschichte Deutschlands 2, 1986, S. 365f. ; M. Weikmann, Königsdienst und Königsgastung in der Stauferzeit. Zeits. f. bayer. Landesg. 30 (1967) S. 314f.
- (40) vgl. Th. Martin, Die Pfalzen im dreizehnten Jahrhundert, in : J. Fleckenstein (hrsg), Herrschaft und Stand. Untersuchungen zur Sozialgeschichte im 13. Jahrhundert. 2. Aufl. 1979, S. 277f.

追記 小稿は平成8年度に東北大学大学院文学研究科で行った西洋史特論の講義ノートの一部に加筆したものである。